

皇太子（こうたいし）岡本宮（おかもとのみや）に居住（じゆく）みたまふ時に、縁有りて宮を出で、遊観せむとして片岡村の路（はたかどり）の側に乞囚人（きしゅうじん）有り。病を得て臥す。太子見て輦（えん）より下りを幸行す。

まひ、俱に語りて問訊ひたまひ、著たまふ衣を脱きて病人を覆ひたまひ、而う  
みゆき  
すや  
さは  
かへ

して幸行したまふ。遊観既に訖り、鞆を返して幸行したまへば、覆ひたまふ在

を脱ぎて木の枝に掛け 彼の乞食無し 太子衣を取りて著たまふ  
てまうよく （ひや） 有る田白い （な）  
（き）入て袖して （わ） 袖が （わ） そら衣、可すしそぞ （そ） くして更て著とまふ

とまうす。太子のひたけ「よきかな。女めのは知しらズ」とのをまふ。後に囚人くにん、この

處にして死ぬ。太子聞きたまひて使を遣りて賛せしめたまふ。岡本村の法林もす。

の東北の角に有る守部山に、墓を作りて收め、名けて人木墓と曰ふ。後に使ふかひの六七八

遣りて看しめたまへば、墓の口開かずして、入りたる人無し。ただし歌のみを

作りて書きて墓の戸に立つ。歌に言はく「いかるがのとみのをがはのたえはこそわがお

ほきみのみなわすられめ」といふ。使還りて状を白す。太子聞きたまひて嘿然して

言はず。誠に知る、聖人は聖を知り凡夫は知らず、凡夫の肉眼には賤しき人を

見、聖人の通眼には隠れえたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

また詔法師の弟子円勢師は百濟國の師なり。日本國の大倭國葛木の高宮主<sup>一五</sup>に住む。持て一つ法師有りて七方<sup>はう</sup>に住む。<sup>なごまて</sup>頭危く<sup>かづ</sup>いふ。夫<sup>そ</sup>の後<sup>つづ</sup>て若<sup>わ</sup>ね

其の自立にて、勝手にて、名にて、勝手にて、其の自立にて、

卷之三

明日に出でて里に行き、夕に来りて坊に入りて居る。以ちて常の業とす。時に

円勢師の弟子の優婆塞、見て師に白す。師答へて言はく「言ふことなけれ。  
（一六）  
（一七）  
（一八）

「黙然せよ」といふ。優婆塞竊か坊の壁を穿ちて窺へば、其の室内に光を放す。

照り炫く。優婆塞見て、また師に白す。師答へて言はく、「然有るが故に我れ汝

「ああ、ちやうど、うそだ。」と、おれは叫んで、おのづかしく、おれの心をさわる。おれは、おれの心をさわる。おれは、おれの心をさわる。

のつづきをうけたまはりて読み取られり。然うして後に其の優婆塞、かくふざに近江に住む。時に

江に有る人言はく「是に願覚師有り」といふ。すなはち優婆塞<sup>ゆうば</sup>往きて見れば、中<sup>なか</sup>。

に願覚師なり。優婆塞に逢ひて<sup>あ</sup>談りて<sup>かた</sup>言はく「比頃<sup>ひご</sup>謁<sup>おもて</sup>ら<sup>は</sup>ずして、恋ひ思ふ<sup>こころ</sup>」

と間無し。起居安<sup>ま</sup>くありやいなや」といふ。當に知るべし、是れ聖の反化<sup>まわ</sup>な

ことを。五辛を食ふことは、仏の法の中に制む。而れども聖人用食ふとき。

二五  
さむぼう  
**三宝を信敬ひて現報を得る縁**  
うやま  
げんばう  
う  
ことのもと  
第五

二六  
大花上位大部屋栖野古連公は、紀伊国名草郡の宇治の大伴連等の先祖。

上卷 第五縁

也」とする。元冠位十二階制をさだめたことをいふ。底本訓釈續音亦也。六内外（上巻序）にわたつてすぐれてゐるがゆえに聖徳と称した、といふ論理であろう。制作の功ゆえ、とするのは福井康順説。云々天皇よりも上位の待遇を得てゐる、といふ意も含まれてゐよう。

奈良県生駒郡斑鳩町あたりに所在。書紀では、推古天皇十四年（600）にここで法華經が講ぜられてゐる。底本訓釈「誓（伊加留加）」。二奈良県北葛城郡寺町あたり。三乞者。乞食。底本訓釈「乞因下音可太乃爲り。又云時反。二合保可比止」は乞因下音古太反、又云討反。二合、保可比止か。四底本訓釈「誓（見己之）」。五奈良県生駒郡斑鳩町大字三井に所在。法輪寺ともいふ。六未詳。七棺を「ひとき」ということによる命名であろう。「棺古丸又、人新解釋定。八口解。中巻五縁の蘇生の上メージに結びついてゐる。九巨聖三杖の作（上宮聖德法王帝説）。本説話の各部分として解するならば、「みな」は上文に聖德太子の「名」について述べられていることいかわる。（二）本書（とくに延暦六年原撰本）では、日本の仏教は聖と隱身の聖とによって伝えられてきたとする考え方が基調となつてゐる。本説話では聖德太子が聖とされ、乞因人が隱身の聖とされている。「いかるがの」の歌を詠んだ乞因人を文殊菩薩の化身と見る説が、喜撰式、後編體験、奥義抄など、後代の書にみえる。とくに喜撰式には「隱人文殊」とある。文殊師利般涅槃經に「此文殊師利法王子、若有し人念、若欲しけん修福業者、即身成佛、身成佛、苦惱衆生利善蔭が者前」とあるのにもとづいて、文殊菩薩が乞因人や創作者に化して人々を導いた、といふ内

容の説話が後代には作られたが、本説話もその系譜につらなるであろう。魏志・杜夔伝に<sup>4</sup>裴曰夫惟賢知レ、惟聖知レ聖、凡人安能知非凡人耶」<sup>5</sup>（攷補訂）<sup>6</sup>、巖公話に「凡夫肉眼、豈能三聖賢」とみえる。乞囚人と化して死を現じた聖のイメージは、下巻五縁の鹿と化して死を現じた妙見菩薩に結びついている。<sup>7</sup> 一二底本訓釈「奇へ米川良之久、又云アヤヒ久」。<sup>8</sup> 一二静講、北周の宣政元年（580）に四十五歳で歿。続高僧伝二十三にて伝がある。自ら命を絶った、自分の陽気を引き出しへの枝にかけた、とある前半の聖徳太子説話にみえる乞囚人が衣を木の枝にかけたことから連想の糸がつながっている。<sup>9</sup> 三未詳。本説話以外に所伝をみない。

西奈良県御所市大字西佐味に所在。高宮庵寺跡がその地とされる。<sup>10</sup> 一二底本訓釈「惠利天風、又云宇可知天風」。<sup>11</sup> 一二底本訓釈「寶宇加可ヘ波」。<sup>12</sup> 二本書では、焼くな、といふ命令の例は多いが、焼け、というのはここだけにみえる。火に焼かれることによって尸解する説話、すなわち火解説話として本説話をとらえる中前正志説がある。<sup>13</sup> 一九新国志賀郡の教尊弘尚の數百歳の長命と魚食とが本朝神仙伝に伝えられており、願覚のばあいにも元來は魚食伝承が存したであろう。末尾に突如としてみえる「食五辛」の戒制の記事は、「おそらくは願覚の魚食に対する明井辨の記述」<sup>14</sup>である。三国遺事・五に一居士に化した文殊菩薩が乾魚をもつてあらわれて懽興をしなめなたことがみえ、本朝新修住生傳・三十九にその化身たる老翁が鰐をなつて登場したことなどが見える。文殊の化身たる行基に膾を口中に入れられ、それを吐いたところ魚となつたという説話が存するることをも合わせ考えるならば、文殊菩薩にかかる

わる魚食伝承が存したことが推測される。本説話に禪覚の魚食伝承が存したならば、そのイメージは、下巻六縁の法花経と変じた魚の説話を結びつく。<sup>三〇</sup>原文「往而見當」句説は中村宗彦説による。<sup>三一</sup>は語助詞。動詞の後につき、意味はない。(敦煌譜語言詞調集)、二底本訓釈(比頃二合、己乃已呂)。<sup>三二</sup>底本訓釈(謫詔か)津加飛乃(万か津良數之天)。<sup>三三</sup>願覺は聖が身を化した姿であったとする。隨身の聖として把握。「反」は「變」の省文に由来するか。梵網經古述記・下本に「反身為人」とみえ。三四梵網經古述記(若仏子不レ得食之五辛大蒜、蒜葱、薑葱、蘭葱、興葱、是五種、一切食中不得食、若故食者、犯三疊罪)ことある。底本訓釈(云々美罪、又云幾)は、五辛の中のどれかひとつの説明であろうが、不明である。

第六縁 善業についての現報説話。日本仏教の黎明期が書写される。今昔物語集・十一ノ二十三に書写される。

玉仏、法、僧。あるいは、仏。三云大化五年(壬辰)に制定された冠位十九階制によると位。第七位。三云本説話以外に所伝はない。「大部」は「大伴」に同じ。「連公」の例は大伴氏に多い。

六和歌山市。

大伴屋栖吉伝公と鞍部徳積とを以ちて僧都とす。三十三年乙酉の冬十二月の八日に、連公難破に居住みて急に卒ぬ。屍に異しき香有りて勧説する。天皇敕して、七日留めしめ、彼の忠を詠はしめたまふ。三日を逕てすなはち蘇甦る。妻子に語りて曰はく「五色の雲有り。霓の如く北に度る。其より往きて、其の妻の直弓はきこに其妻もかうる。直の娘となり現しげ、吉が名の「有」。」<sup>一</sup>。

雪の道方しきこと鎌古香の如し  
道の頭を觸れば、黃金の山有り  
すれば、面炫く。  
爰に薨りたまひし聖德皇太子待ち立ちたまふ。共に山の頂に登  
る。其の金の山の頂に、<sup>二一</sup>比丘居たまふ。太子敬ひ礼みたまひて曰はく『是れ  
東宮の童なり。今より已後八日を逕て、鍔き鋒に逢ふべし。願はくは仙薬を服  
ましめたまへ』とのたまふ。比丘環より、<sup>二二</sup>一の玉を解きて授けたまひて呑み服ま  
しめて、是の言を作してのたまはく『南無妙徳菩薩と三遍誦へ礼ましめよ』と  
のたまふ。彼より龍下る。皇太子言はく『速に家に還り、仏を作る処を除へ。  
我れ悔過すること畢らば、宮に還りて仏を作らむ』とのたまふ。然うして先の  
道より還る。すなはち見れば驚き蘇る」といふ。時の人名けて還活連公と曰  
ふ。孝明天皇の世六年庚戌の秋九月に、大塔位を賜ふ。  
ふ。孝明天皇の世六年庚戌の秋九月に、大塔位を賜ふ。  
のとしに卒ぬ」といふ。贊に曰はく「善きかな大部氏、仏を貴び法を儻ひ、  
情を澄し忠を効し、命と福と共に存ち、世を逕て天になること無し。武は万機

に振ひ、孝は子孫に繼ぐ」といふ。諒に委る、三宝の驗徳にして善神の加護なりといふことを。今惟に推ねれば、「八日を逕て鉗き鋒に逢はむ」といふは、宗我入鹿の乱に當る。「八日」といふは、八年なり。「妙徳菩薩」といふは、文殊師利菩薩なり。「八日を服ましむ」といふは、難を免れしむる薬なり。「黄金の山」といふは、五台山なり。「東宮」といふは、日本國なり。「宮に還りて仏を作らむ」といふは、勝至応貞聖武太上天皇、日本國に生れて寺を作り仏を作りたまふなり。爾の時に並び住む行基大徳は、文殊師利菩薩の反化なり。是れ奇異しき事なり。

觀音菩薩を懇念ひて現報を得る縁 第六

はみえない。本説話の書き方では「肺脯侍者」はひとつ役職のようすに読める。<sup>三四</sup> 六〇五年。底本に「二年乙丑」とあるが、一年は甲寅である。乙丑をもとにして国会図書館本に拠つて十三年<sup>一</sup>と改めた。しかし、十三年の五月は庚寅朔。五月が甲寅朔となるのは十四年。戊午の日は五月五日。推古天皇十四年五月五日には鞍作鳥が大仁位を賜つてゐる(書紀)。<sup>二五</sup> 書紀・推古天皇十四年条では「五月甲寅朔戊午、勅鞍作鳥曰」として詔が述べられ、その詔は此皆汝之功也と記載されている。つまり、「即賜之大仁位」因以給近江國坂田郡水野二十町<sup>一</sup>と述べられている。本説話と叙述形式が一致する。

云々推古天皇十一年<sup>(六三)</sup>に制定された冠位十二階制による位。第七位。大仁位は第三位。

元六〇九年。云々兵庫県揖保郡、龍野市、姫路市、相生市あたり。本書では「幡磨」という表記が用いられる。「幡磨はハリマ、「幡磨はハマ、ハシマ」と対応する表記とする説(浜田敦)がある。云々「町」は、土地の面積の単位。高麗尺の六尺平方を一步とし、二五〇歩を一段とし、十段を一町とするのが古制。令制では高麗尺の五尺平方を一步とし、三六〇歩を一段とし、十段を一町とする。和訓は、「歩」は「あし」、一段は「きだ、一町はところ(まち)」。

云々六二一年。天寿国繪帳銘、隆寺金堂积迎銘などは、聖德太子の薨去を推古天皇二十九年(六三)二月二十二日とする。推古天皇二十九年(六三)とするのは聖德太子伝頃。三、底本訓釈裏音興反、花(死か)也)。三、六二四年。書紀はこの記事を推古天皇三十二年として記述。しかし、書紀の推古天皇三十二年、三十三年の叙述にみえる朝の干支は三、四、五年のうちに一文ずつある。書紀によれば、唐狽が存する

るが、本説話の本記の内部では、三十二年としても何の矛盾も存しない。三 なぐる。底本訓釈「殴(太)加不」。云 底本訓釈「諾字へ奈利」。同意をあらわす。云 書紀には「當是時、有寺四十六所、僧一百八十人、尼五百六十九人、徒一千三百八十五人」とある。云 百濟の僧。推古天皇十年十月に来朝(書紀)。毛書紀では「僧正」。云 屋栖古が僧都に任せられたことは、本説話以外に所伝をみない。

一書紀にみえる。底本訓釈「安草(葦か)」(音安反)。二書紀には、「この時に阿曇連が法頭に任せられている。書紀では僧正・僧都に任ぜられが、法頭には俗人が任せられている。三六二五年。(西)底本訓釈「翻譯聲上音分、下音服、」(平)礼利(二合 加乎礼利か)。云 生前の忠をたたえ歌詠せしめた。葬送には歌舞がおこなわれたのである。底本訓釈「詠之乃波之牟」。六底本訓釈「蘇(左女)」(西)伊丈太利。七底本訓釈「菟(爾兩也)。八(阿弥陀經贊普)。南北異物志云、鵝舌香は草花、可含香。云「(和波之名抄)」。云 到ると同時に、の意。二底本訓釈「炫(加ミ也久)」。三底本訓釈「爰(已ニ爾)」。七僧。七衆のひとつ。出家の成年男子。天竺風の姿であることをうかがわぬ松浦貞後。九(東宮)に仕える従者の童。底本訓釈「童(良波文)」。五軍勢の比喩的表現。底本訓釈「銛(止文)」(左支)。中巻四十様。(西)底本訓釈「鐵(太万支乃)」。七底本訓釈「呑(乃見)」。(西)南莫胡切。云「无」は、帰依する。「无」は、広韻・上平・十一模。又「莫胡切」に「无(南无、出(釈典、又音無)」とあり、「も」。妙德菩薩は文殊菩薩。文殊菩薩に